

# 令和8年観音寺市生活応援券取扱店募集要項

観音寺市（以下「市」という。）では、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた観音寺市民に対して生活支援を行うために、重点支援地方交付金を活用し、「令和8年観音寺市生活応援券事業」を実施します。事業の実施に当たり、令和8年観音寺市生活応援券（以下「応援券」という。）が利用できる店舗等（以下「取扱店」という。）を募集します。

## 1 生活応援券の概要について

- (1) 名 称 令和8年観音寺市生活応援券  
(2) 交付総額 5億5,600万円（見込み）  
(3) 交付内容 1人当たり10,000円（額面1,000円×10枚）  
※観音寺市内の取扱店でのみ利用可能  
※応援券にはシリアル番号を付し、偽造防止策を施します。  
(4) 交付対象 令和8年1月1日時点における観音寺市民の方  
(5) 利用期間 令和8年4月1日（水）から令和8年8月31日（月）まで

## 2 生活応援券の利用に関する注意事項について

- (1) 取扱店における物品の販売又はサービスの提供等の取引においてのみ利用することができます。  
(2) 応援券の利用対象とならないものは、次のとおりです。
  - ・不動産又は金融商品
  - ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業のうち、同条第4項を除く役務
  - ・国税、地方税、使用料等の公租公課
  - ・公共料金
  - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
  - ・現金への換金、金融機関への預け入れ
  - ・その他市長が適当でないと認めたもの  
(3) 転売、譲渡及び交換はできません。  
(4) 利用期限を過ぎた応援券は無効となります。  
(5) つり銭は出さないものとします。

### 3 取扱店の登録要件について

取扱店の登録要件は、市内に店舗又は事業所を有し、次の各号に掲げるいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者のうち、同条第 4 項を除く者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他市長が不適当と認める者

### 4 取扱店の遵守事項について

取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 登録に関し、虚偽又は不正行為をしないこと。
- (2) 取扱店であることが明確に分かるよう、取扱店登録完了後に発送する販促物（ポスター等）を店頭等の目立つ場所に表示すること。
- (3) 取引において、正当な理由なく応援券での決済を拒まないこと。
- (4) 応援券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市へ連絡すること。
- (5) 応援券の交換や譲渡、売買をしないこと。
- (6) 応援券を事業者間取引に伴う代金（商品仕入れ代金等）の支払いに使用しないこと。
- (7) 応援券の保管及び管理を徹底し、紛失や盗難等が生じた場合は、取扱店の責任とすること。
- (8) 応援券の取扱い上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

### 5 取扱店の取消等について

この募集要項に違反する行為が認められた場合、取扱店の登録を取り消す場合があります。この場合において、市は、登録の取り消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。また、違反行為により損害金が発生したときは、請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査又は応援券の売上に係る資料の提出等を求める場合があります。

## 6 取扱店の登録等について

取扱店として新規に登録しようとする事業者は、募集期限までに以下の要領で登録申請をしてください。

(1) 募集期間 令和8年1月13日（火）～令和8年1月29日（木）

※募集期間内に申込手続きを完了した店舗事業所は、市ホームページで周知するとともに、応援券を交付する際に同封する取扱店舗一覧表に掲載します。

※募集期限を経過しても登録は隨時行えますが、取扱店舗一覧表には掲載されません。

(2) 登録方法 同封の申込書によりメール、郵送等にて登録申請してください（郵送の場合は、申し訳ありませんが自己負担でお願いします）。  
または、次のQRコードから電子申請もできます。



【URL】<https://ttzk.graffer.jp/city-kanonji/smart-apply/surveys-alias/r8ouen>

なお、振込エラーを防ぐ観点から、大変お手数ですが、振込先口座情報がわかる書類（通帳の写し等）も併せてご提出願います。

また、複数の店舗がある場合は、店舗単位での登録が必要になります。

(3) 登録料 無料

(4) 配布物 応援券の利用開始日までに次のものを配布します。

・販売促進用として「取扱店用ポスター、のぼり」

※ただし、取扱店用のぼりは希望者のみとします。

・応援券サンプル

## 7 換金について

応援券の換金については、以下の換金スケジュールに基づいて取扱店登録時の指定預金口座へ振り込みます。

取扱店の換金手数料は、無料です。

換金に当たっては、「令和8年観音寺市生活応援券換金請求書」を記入のうえ、応援券と併せて所定の場所に持ち込んでいただきます。使用枚数を確認後、本請求書の控えをお渡しいたします。持ち込み場所等については、以下のとおりです。

### 【持ち込み場所】

観音寺市商工会議所、観音寺市大豊商工会本所

※令和7年に実施しました「観音寺市シン元気アップ商品券」の持ち込み場所に御提出

ください。

【持ち込み可能日時】※土日祝日は除きます。

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）までの9時から16時まで

【振込（予定）日等】

回数	換金申込日			振込予定日
1	4月1日（水）	～	4月15日（水）	4月30日（木）
2	4月16日（木）	～	4月27日（月）	5月15日（金）
3	4月28日（火）	～	5月15日（金）	5月29日（金）
4	5月18日（月）	～	6月1日（月）	6月15日（月）
5	6月2日（火）	～	6月16日（火）	6月30日（火）
6	6月17日（水）	～	7月1日（水）	7月15日（水）
7	7月2日（木）	～	7月15日（水）	7月31日（金）
8	7月16日（木）	～	7月30日（木）	8月14日（金）
9	7月31日（金）	～	8月14日（金）	8月31日（月）
10	8月17日（月）	～	9月1日（火）	9月15日（火）
11	9月2日（水）	～	9月11日（金）	9月30日（水）
12	9月14日（月）	～	9月30日（水）	10月15日（木）

※第12回振込が最終となりますので、応援券の持ち込み忘れにご注意ください。

## 8 問い合わせ先及び申込先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市政策部企画課

電話番号 0875-23-3917

FAX番号 0875-23-3920

E-mail ouen@city.kanonji.lg.jp

※本事業に関する資料については、市ホームページにも掲載しております。

必要に応じてご利用ください。